

## 日本語教育施設に対する認可等処理方針

### 第1 目的

専修学校・各種学校としての日本語教育施設の「認可及び届出」（以下「認可等」という。）については、日本語教育の質的向上と真に日本語を勉強しようとする外国人に質の高い学習の機会を確保するため、この処理方針によることとする。

### 第2 認可処理方針

専修学校及び各種学校の認可に当たっては、法務省における日本語教育機関の告示手続きにおいて、広島入国管理局の審査を終了していることを条件とすること。

#### 附 則

- 1 この処理方針は、平成5年3月25日から施行する。
- 2 この処理方針施行以前に認可等がされている専修学校及び各種学校については、なお従前の例によることができる。

#### 附 則

この処理方針は、平成12年3月23日から施行する。

#### 附 則

この処理方針は、平成12年12月20日から施行する。

#### 附 則

この処理方針は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この処理方針は、令和5年5月1日から施行する。